

(平成23年7月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	49 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	45 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	51 件
国民年金関係	17 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

私は、昭和51年3月にA市で国民年金に任意加入し、52年8月には付加年金にも加入して、国民年金保険料を納付してきた。

昭和51年に生まれた子供は具合が悪く、目が離せなかったので、国民年金保険料の納付が遅れた時期もあったが、その場合は市役所から手書きの納付書を送付してもらい、金融機関で遅れながらも、納付していたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料は、3か月ごとの納期限に遅れたので、子供を病院に連れて行ったついでに市役所に立ち寄り、窓口で手書きの納付書を作ってもらい、その場で納付したと思う。

納付した際、領収書をもらえなかったのが、同行していた母に相談したが、母は「役所のことだから大丈夫だ。」と言うし、子供の具合が良くなかったのもそのまま帰宅した。そのことが気になっていたから、その際のことを現在まで記憶している。

その後、国民年金保険料の納付の督促が届いた記憶はない。

申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳を見ると、申立人が、昭和51年3月17日に国民年金に任意加入し、52年8月17日には付加年金にも加入しており、その後も継続して被保険者資格を有していることが確認できることから、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付することが

可能である。

また、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書及びオンライン記録を見ると、申立人は、昭和 51 年 3 月に国民年金に任意加入後現在まで、申立期間を除いて未納の期間は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は 6 か月と短期間であり、申立期間前後にかけて住所変更は無く、当時の生活状況にも特段の変化は認められないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が申立期間の国民年金保険料についても納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間より前の期間の付加保険料を含む過年度納付の領収証書を所持しており、当該過年度納付された期間について、申立人に係る A 市の国民年金被保険者の納付記録、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、付加保険料を含む現年度納付の記録とされており、事務的過誤が見受けられることから、申立期間についても市役所及び社会保険事務所（当時）の記録管理に何らかの事務過誤があった可能性も否定できない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年8月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月から8年5月まで

私は平成6年3月に退職後、次にA職として勤務するようになった会社で厚生年金保険に加入できなかったが、先に退職した会社から説明を受けていたので、時期及び手続の詳細は覚えていないものの、国民年金に加入したはずである。

加入後、国民年金保険料の納付の詳細についても余り覚えていないが、銀行及び郵便局の窓口で、保険料の納付をずっと続けていたはずで、2年近くも抜けているのはおかしい。母も私が毎月こつこつと納付してきたことを見続けており、間違いなく納付しているはずである。納付の事実を認め、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料は全て納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の番号の払出状況から、申立人は平成6年3月頃に加入手続を行ったと推認できる上、加入手続後の同年4月から同年7月までの期間に係る国民年金保険料が、納付期限内に定期的に納付されていることがオンライン記録から確認でき、申立人の主張と符合する。

さらに、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料額こそ覚えていないものの、当時、20万円程度の給料をもらっていたとしており、申立期間の保険料を納めるのに十分な収入があったと考えられる上、保険料の納付場所について、週休日が平日に当たった時に、自宅に近いB銀行C支店又は郵便局の窓口で納めていたとしており、申立人の主張には具体性があると考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月から同年12月まで

会社を辞めて厚生年金保険の被保険者資格が無くなったので、将来のことを考えてA市B区役所の出張所へ行き、国民年金の加入手続を行い、その後、自宅に送付されてきた納付書により、同出張所の窓口で漏れなく国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料については、間違いなく納付しているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、約10年間の任意加入期間を含む国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間当時の住所地であるA市B区、それに続く同市C区及びD市における申立人の国民年金被保険者名簿は保存されていないが、その後の住所地であるE市の被保険者名簿によると、申立期間については納付済みと記録されていることが確認できる。

さらに、申立人は、A市B区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、後日郵送されてきた納付書により同出張所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、A市役所によると、当時、出張所では国民年金の加入受付及び保険料の収納業務を行っていた上、申立期間については納付書により保険料の収納を行っていたとしており、申立人の説明する保険料の納付方法は、当時の同区の出張所の取扱状況と一致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、高校を卒業した18歳の時から、A社に住み込んで見習修行中だったが、20歳を2年ないし3年過ぎた頃、会社の担当者から国民年金に加入し、それまでの2年ないし3年分の国民年金保険料を一括で納めた方がよいと勧められたので、そのようにしてもらうようお願いした。

その時に、担当者が「今の給料で全額納められるので、最初の分から納めておくよ。」と言ったので、申立期間を含めた全ての期間の保険料を納めてくれたはずで、納付した後も、「納めておいたから、その金額を給料から引いておくよ。」と言うのを聞いた記憶がある。

申立期間については、間違いなく納めているはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料を全て納付している上、昭和55年7月以降は約27年間にわたって付加保険料も納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年2月に払い出されている上、申立人が所持する国民年金手帳によると、同手帳が同年2月27日に発行され、44年4月から同年12月までの国民年金保険料が45年2月27日に納付されていることが検認印から確認できることから、申立人の加入手続が行われたのは同年2月頃と推認できる。B市によると、運用により、加入手続が行われたものと推認される同年2月の時点においては、申立期間の始期である42年4月からの保険料に係る過年度納付書を発行していたとしている。

さらに、申立人は、20 歳を2年ないし3年過ぎた頃、勤務先の担当者の勧めにより、資格取得の要件を満たした日からの国民年金保険料を同社に代行してもらって一括納付したと主張しているところ、オンライン記録及び申立人が所持する国民年金手帳によると、申立期間直後の昭和 43 年4月から 44 年3月までの保険料が過年度納付により納付されていることが確認できることから、加入手続が行われたものと推認される時点で、過年度納付が可能であった申立期間の保険料についても遡って納付されたとしても不自然ではない。

加えて、申立人は、国民年金保険料を一括納付した後も、当該事業所に勤務していた期間については、保険料を同社に代行してもらって定期的に納付したと主張しているところ、申立人の所持する国民年金手帳によると、昭和 45 年1月から 47 年12月までの保険料が、3か月ごとに定期的にB市で納付されていることが検認印から確認でき、申立人の説明と符合する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月1日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、B社に入社し、入社当初の研修期間として、同社の子会社であるA社で勤務していた期間であり、継続して同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社提出の労働者名簿及び「健康保険厚生年金資格取得（喪失）証明書」並びに同僚の陳述から判断すると、申立人は申立期間も継続してA社に勤務し（平成2年7月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成2年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は資料が無く不明であるとしているものの、厚生年金保険の加入記録におけるA社での資格喪失日が、雇用保険の加入記録における資格喪失日（離職日）の翌日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したことは考え難いことから、事業主が平成2年6月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

大阪厚生年金 事案 11458 (事案 9526 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年9月24日から38年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を37年9月24日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年9月24日から38年4月1日まで
② 昭和38年4月13日から同年12月31日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間①については、時期は特定できないもののA社における勤務は推認できるが、厚生年金保険料控除についてはまでは確認できない。申立期間②については勤務が確認できないとして、申立ては認められなかった。

今回、新たな資料として、元同僚が保管する申立期間当時の写真を提出するので、再度調査の上、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人が申立期間当てもA社に継続して勤務していたことは推認できるが、i) B社は、関連資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況は不明であるとしている、ii) 複数の元従業員が自身の記憶する入社日の2か月後に被保険者資格を取得しており、申立期間当時、A社では必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させ

ていたわけではなかったことがうかがえる等として、また、申立期間②に係る申立てについては、i) B社は、関連資料が無く、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況は不明であるとしている、ii)元従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる陳述が得られなかった等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年12月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな関連資料として、同期入社したとする元同僚が保管する申立期間当時の写真2枚を提出しているところ、当該写真には、申立人、当該元同僚及び会社の先輩等が写っており、その裏面には、昭和37年11月6日の日付印が確認できることから、申立人は、同日以前から、A社に勤務していたことが推認できる。

また、当該元同僚は、「私は、昭和37年9月に入社した。私の厚生年金保険の加入記録は入社したときから有るのに、同時期に入社した申立人の加入記録が無いのはおかしい。」と陳述しており、同人のオンライン記録を見ると、昭和37年9月24日にA社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、元同僚と同様に昭和37年9月からA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、A社においては、複数の元従業員が自身の記憶する入社日の2か月後に被保険者資格を取得していることから、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえるものの、申立人と同時期に入社した元同僚が昭和37年9月24日から厚生年金保険に加入している記録が確認できることから、申立人についても、同年9月24日から38年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとすることが相当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社における申立人の昭和38年4月及び前述の元同僚の37年9月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、関連資料が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②については、申立人は、申立期間当時の所得税の記録を調査し、その記録から申立期間の勤務を認めてほしいとしているところ、申立期間当時の申立人の住所地を管轄するC市及びA社の所在地を管轄するD税務

署は、いずれも申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る保険料は確認できない。

また、申立人提出の年金記録確認大阪地方第三者委員会宛ての手紙からも、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる新たな周辺事情は見当たらない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成9年9月1日から10年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年9月は30万円、同年10月から10年1月までは32万円、同年2月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月1日から15年7月25日まで
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が9万8,000円と記録されていることが分かった。しかし、申立期間については、毎月、基本給に交通費を加算した給与を支給されており、その額は、平成9年9月から13年1月までは毎月26万7,360円、同年2月から15年6月までは毎月13万791円であったので、申立期間の標準報酬月額を実際の給与額に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年9月1日から10年10月1日までの期間については、オンライン記録によれば、申立人に係る標準報酬月額は、当初、9年9月は30万円、同年10月から10年1月までは32万円、同年2月から同年9月までは24万円と記録されていたところ、同年3月10日付けで、9年9月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外に、A社の4人の取締役についても、申立人と同日付けで、同様に平成9年9月1日に遡って申立期間の標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を見ると、同社が平成10年3月以前から厚生年金保険料等を滞納していたことが確認できる。

なお、商業登記の記録によれば、標準報酬月額の遡及訂正が行われた平成10年3月当時、申立人はA社の取締役であり、申立人の息子は同社の代表取締役であったことが確認できることに加え、申立人は、「私は、申立期間当時、

経理事務を担当していた。」と陳述している。

しかし、申立人は、「私と息子は、形だけの取締役及び代表取締役であり、実際にはA社の経営に関与していなかった。また、同社の社会保険事務については、B協会に委託されていたため、私は同事務に関与しておらず、標準報酬月額の変更について説明を受けたこともない。」と陳述しているところ、複数の元従業員も、「申立期間当時、申立人の息子は経営に関与していなかった。」と陳述していることに加え、B協会は、「平成8年6月1日から14年3月31日までの期間は、当協会がA社の社会保険及び労働保険の各種手続代行業務を行っていた。」としており、ほかに申立人が申立期間にA社の社会保険事務に関与していたことを示す資料は確認できず、申立人が、遡及訂正当時に同社の社会保険事務に関与していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、上記遡及訂正処理は事実即したものと考えるのが難しく、申立人について、平成9年9月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立期間のうち、同年9月1日から10年10月1日までの期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、9年9月は30万円、同年10月から10年1月までは32万円、同年2月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年10月1日から15年7月25日までの期間については、上記遡及訂正処理後の時期に当たり、当該期間に係る標準報酬月額については、定時決定により9万8,000円と記録されているところ、当該決定について遡及訂正処理をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理に特段の不自然さは見受けられない。

また、申立人がA社における平成15年4月分から同年6月分までの給与明細書であるとして提出している資料を見ると、記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づく保険料額と同額である。

さらに、申立人に係る平成16年度市民税・県民税課税回答書における平成15年分の社会保険料控除額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額に基づいて算定される社会保険料控除額よりも低額である。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づいて算定される厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成10年10月1日から15年7月25日までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 21 日から 34 年 3 月 25 日まで
② 昭和 34 年 9 月 26 日から 36 年 2 月 25 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 4 月 28 日まで
④ 昭和 40 年 5 月 17 日から同年 7 月 27 日まで

脱退手当金の確認はがきを見ると、A社、B社、C社及びD社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の間にある2回の被保険者期間及び申立期間と支給日の間にある1回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、当該未請求期間のうちの一つは、申立人が二度勤務したC社での被保険者期間のうち一度目の期間である上、申立期間後に勤務したE社は支給日に最も近い被保険者期間であることから、申立人がこれらの未請求期間の請求を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給日から間もない昭和 41 年 5 月 27 日に、別の事業所で再び厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、申立人が申立期間当時に脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年5月30日から同年8月1日までの期間及び33年7月1日から同年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格取得日に係る記録を31年5月30日に、同社D営業所における資格取得日に係る記録を33年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、31年5月から同年7月までは9,000円、33年7月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月30日から同年8月1日まで
② 昭和33年7月1日から同年8月1日まで
③ 昭和33年8月1日から34年3月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」により、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社には、昭和31年3月に入社し、平成10年6月に退社するまで継続して勤務したので、申立期間①及び②も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、申立期間③については、標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額よりも低く記録されているが、その当時、給料が下がったことは無いので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録、申立人が保管するA社の人事記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し（昭和31年5月30日にA社E出張所から同社C営業所に異動、33年7月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和31年8月の社会保険事務所(当時)の記録から、同年5月から同年7月までは9,000円、申立人の同社D営業所における33年8月の社会保険事務所の記録から、同年7月は1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、申立人は、標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されていると申し立てている。

しかし、B社は、「申立人の給与からは、年金事務所に記録されているとおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除したものと考えられる。」としている。

また、A社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間を含む昭和33年3月から36年2月までの期間に、申立人と同様に、同社の他の事業所から転勤して来たと考えられる男子の被保険者30人(申立人を除く。)について標準報酬月額の変遷を確認したところ、申立人と同様に、転勤前より標準報酬月額が下がった者は6人見られる。さらに、当該6人と申立人の標準報酬月額を比較しても、申立人の標準報酬月額のみが特に低く記録されているという事情はうかがえず、遡及訂正等の不自然な点も見られない。

加えて、A社D営業所への転勤に伴って標準報酬月額が下がっている前述の元従業員6人のうち、住所の判明した4人に対して文書照会を行い3人から回答を得たが、当時の給与明細書を保管している者はおらず、同営業所における申立期間当時の社会保険事務の担当者名を記憶している者もないため、申立期間当時の保険料控除の状況について確認することができない。

このほか、申立期間③について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年7月3日から34年4月9日まで
② 昭和34年9月4日から35年3月15日まで
③ 昭和35年4月10日から36年1月24日まで

年金事務所から脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求したこと及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間前の6事業所における被保険者期間はその計算の基礎とされておらず、未請求となっている上、申立人が脱退手当金の請求に当たり、最初に勤務し、最も被保険者期間が長いD社における被保険者期間(38か月)を失念するとは考え難い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人には、脱退手当金が支給決定された昭和37年2月5日の翌月である同年3月20日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できることから、申立人は、同年4月から保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人が当時、年金を通算する意思を有していたものと考えられ、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

さらに、申立期間のうち、最終の事業所であるC社での厚生年金保険被保険者期間の9か月のみでは、脱退手当金の受給要件を満たしていない上、申立人に係る脱退手当金は、同社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年

1 か月後の昭和 37 年 2 月 5 日に支給決定されていることなどから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を45万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社の賞与支払額明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る平成16年度夏期賞与明細書及び同年度夏期賞与明細一覧表により、申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、45万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年6月30日

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所(当時)に未届けとなっているが、A社の賞与支払額明細書によると、賞与額に見合った保険料が控除されている。

申立期間について、賞与から控除された保険料に見合う標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の申立人に係る平成16年度夏期賞与明細書及び同年度夏期賞与明細一覧表により、申立人は、平成16年6月30日に支給された賞与において、38万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和34年4月1日から同年5月18日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年4月1日から同年5月18日まで
② 昭和34年8月1日から37年3月28日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関するお知らせ」を見ると、A社B営業所で勤務した申立期間①及びC社で勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金支給済みと記載されている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、異なる番号で記録管理されている厚生年金保険の加入期間の脱退手当金を支給する場合には、番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立てに係る二つの厚生年金保険の加入期間はそれぞれ異なる番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給額は、法定支給額と58円相違しているところ、当該相違については、申立人のA社B営業所における厚生年金保険の加入期間である申立期間①を計算の基礎としないことで一致することから、当該期間は脱退手当金の算定対象とされていないと推認できる。

さらに、申立期間①について、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示は確認できない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿

において、申立人が記載されているページとその前後5ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和37年3月28日のおおむね前後2年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた者35人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む29人に脱退手当金の支給記録があり、うち25人が資格喪失日から6か月以内に支給されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、前述の被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる。

さらに、申立人については、本申立てに係るものを含む2回の脱退手当金支給記録が確認できるところ、申立人は、申立期間①及び②より前のD社における厚生年金保険被保険者期間について、「事業主から脱退手当金についての説明を受け脱退手当金を受給した。」と陳述していることから、申立人は脱退手当金制度について認識していたと考えられ、申立期間②に係る脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 20 日から 40 年 11 月 28 日まで
年金事務所に照会したところ、A社及びB社に係る厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録等により、申立人は、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日の約2か月前である昭和41年7月2日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、当該記号番号により、同年4月から平成14年12月までの期間の国民年金保険料(厚生年金保険の加入期間を除く)を全て納付していることが確認できることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日のおおむね前後2年間に脱退手当金の受給資格を有して資格を喪失した女性従業員は13人であり、そのうち脱退手当金の支給記録が有る者は5人で、そのうち申立人を含む3人は資格喪失後7か月以降に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成13年11月は50万円、同年12月から15年3月までは32万円、同年4月から同年10月までは36万円、同年11月から16年4月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月1日から16年5月2日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所（当時）に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成13年11月から16年4月までの標準報酬月額が実際の支給額と比べて大幅に相違していることが分かった。申立期間の給与支払明細書を提出するので、給与支給額に見合った正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の標準報酬月額については、申立人が提出した平成13年11月から14年2月までの期間及び15年9月から16年4月までの期間の給与支払明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立期間のうち、平成 13 年 11 月は 50 万円、同年 12 月から 14 年 2 月までの期間は 32 万円、15 年 9 月及び同年 10 月は 36 万円、同年 11 月から 16 年 4 月までの期間は 32 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 14 年 3 月から 15 年 8 月までの期間については、申立人は給与支払明細書を保管しておらず、保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料は無いが、「申立人と同職種で給与体系等の待遇が同じであった。」とする同僚の保管する給与支払明細書によると、当該期間を通じて、その直前の 14 年 2 月と同額の厚生年金保険料が(平成 15 年 4 月の厚生年金保険料率改定等にかかわらず)継続して控除されているところ、報酬月額については、同年 11 月から 15 年 8 月までは、同年 9 月の報酬月額とほぼ同額の給与が支給されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成 14 年 3 月から 15 年 8 月までの期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料が給与から控除されていることが認められることから、当該期間のうち、14 年 3 月から 15 年 3 月までの期間の標準報酬月額は 32 万円、同年 4 月から同年 8 月までの期間は 36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が既に適用事業所ではなくなっているため不明であるものの、申立人の給与収入を証明する書類等から推認できる報酬月額又は保険料控除額に相当する標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、申立人について、社会保険事務所の記録どおりの報酬月額を届け、その結果、社会保険事務所は、上述のとおり認定した申立人に係る標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和28年1月25日に、同社C営業所（現在は、D営業所）における資格取得日に係る記録を29年11月18日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を、28年1月は8,000円、29年11月は1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年1月25日から同年2月1日まで
② 昭和29年11月18日から同年12月19日まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。夫は同社には、昭和27年4月1日から58年11月30日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した社員カード及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和28年1月25日にA社C営業所から同社B営業所に異動、29年11月18日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和28年2月及び同社C営業所における29年12月の社会保険事務所（当時）

の記録から、28年1月は8,000円、29年11月は1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届において事務過誤があったと思われるとしていることから、事業主が昭和28年2月1日及び29年12月19日をそれぞれ資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年1月及び29年11月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成19年8月を17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月9日から同年9月7日まで

A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額より低額になっている。給与明細書、給与台帳の写し及び確定申告書（控え）を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人提出の平成19年分の確定申告書（控え）、源泉徴収票及び給与台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、同年8月を17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明である旨回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成19年7月については、申立人提出の同年8月の給与明細書、同年分の確定申告書（控え）、源泉徴収票及び給与台帳により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（1万2,446円）に見合う標準報酬月額（17万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）よりも高額であるものの、給与明細書及び給与台帳に記載された報酬月額（7万2,000円）に見合う標準報酬月額（9万8,000円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（16万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年9月及び9年9月を20万円、10年9月を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月16日から11年5月1日まで

A社における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額と相違している。給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額については、申立人提出の給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成8年9月及び9年9月を20万円、10年9月を22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は連絡先不明のため確認することができないが、申立期間における厚生年金基金の標準報酬月額はオンライン記録と一致しており、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が、オンライン記録どおりの標準報酬月額の届出を社会保険

事務所に行い、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成4年1月から8年8月までの期間、同年10月から9年8月までの期間、同年10月から10年8月までの期間及び同年10月から11年4月までの期間については、申立人が主張する報酬月額が支給されているものの、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致しているか又は低い額となっていることから、特例法による記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年10月21日から38年8月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から同年7月31日まで
② 昭和33年10月21日から38年8月1日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務した期間のうち、昭和33年4月1日から同年7月31日までの期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間①）。

また、昭和60年頃に、B社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることを知り、納得できなかったところ、今回、脱退手当金の確認はがきによる照会を受けた。私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間直前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、当該未請求となっているA社については、高校卒業後に入社したと申立人が主張する最初に勤務した事業所であり、これを申立人が失念するとは考え難い上、当該事業所での被保険者期間は、申立期間であるB社での被保険者期間と同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されているとともに、両社を管轄する社会保険事務所（当時）は同じであったことから、A社での被保険者期間が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、「B社に在職中から再就職の意思が有り、同社を退職した直後に別の事業所に就職した。」旨陳述しているところ、オンライン記録から、申立人は、B社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和38年8月1日）直後の昭和38年9月17日に、同社とは別の事業所での被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金が支給されたとする同年9月1日は通算年金制度創設後であることを踏まえると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

申立期間①について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社での被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、回答が得られた5人のうち、申立人のことを記憶しているとする唯一の同僚は、「申立人の入社時期までは分からない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

また、前述の5人のうち3人は、A社に係る前述の被保険者名簿から、各人が記憶する入社時期の約6か月ないし約10か月後に同社での被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社は、昭和40年2月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主は所在不明であるため、同社等から、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等を確認できない。

加えて、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号の欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 12 月 1 日から 49 年 2 月 10 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の3回の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているところ、当該未請求となっている3回のうち1回の被保険者期間(79か月)は、申立期間の約3倍の長期間に及ぶことから、申立人が脱退手当金を請求するに当たり、当該被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計20ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人以外の受給者は、資格喪失日から約4年5か月後に支給決定された1人だけであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求した可能性は低いものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 別添一覧表参照

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で支給された申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。

申立期間の賞与に係る厚生年金保険料の控除額が確認できる給与支給明細書(賞与)を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給与支給明細書(賞与)により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給与支給明細書(賞与)の保険料控除額から、《申立期間》(別添一覧表参照)は《標準賞与額》(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》(別添一覧表参照)の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
11473	男		昭和45年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	19万7,000円 25万5,000円
11474	女		昭和56年生		平成16年12月10日	17万7,000円
11475	男		昭和46年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	21万6,000円 20万6,000円
11476	女		昭和44年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	17万7,000円 18万5,000円
11477	女		昭和25年生		平成19年12月14日	32万4,000円
11478	男		昭和56年生		平成19年12月14日	22万4,000円
11479	男		昭和46年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	19万円 25万5,000円
11480	男		昭和47年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	23万2,000円 27万4,000円
11481	男		昭和27年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	44万1,000円 47万1,000円
11482	女		昭和56年生		平成19年12月14日	25万3,000円
11483	男		昭和30年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	42万4,000円 45万1,000円
11484	男		昭和46年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	21万4,000円 30万3,000円
11485	男		昭和37年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	55万6,000円 55万円
11486	男		昭和36年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	40万1,000円 43万1,000円
11487	女		昭和54年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	15万5,000円 29万2,000円
11488	女		昭和40年生		平成16年12月10日	32万2,000円
11489	女		昭和49年生		平成16年12月10日	18万8,000円
11490	男		昭和25年生		平成16年12月10日	49万2,000円
11491	女		昭和46年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	18万1,000円 21万9,000円
11492	男		昭和36年生		平成16年12月10日	41万5,000円
11493	女		昭和53年生		平成16年12月10日	16万6,000円
11494	男		昭和51年生		平成19年12月14日	21万円
11495	男		昭和39年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	62万4,000円 69万円
11496	男		昭和30年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	37万1,000円 41万4,000円
11497	女		昭和52年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	15万円 19万3,000円
11498	男		昭和34年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	49万8,000円 57万3,000円
11499	男		昭和38年生		平成16年12月10日 平成19年12月14日	41万5,000円 48万1,000円
11500	女		昭和47年生		平成16年12月10日	22万4,000円
11501	女		昭和59年生		平成19年12月14日	20万9,000円

大阪国民年金 事案 5797 (事案 908 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月から61年3月まで
② 昭和61年4月から平成元年3月まで

私は、前回、年金記録確認第三者委員会に申し立てたところ、一部の期間が国民年金保険料の納付済期間として認められたが、申立期間①及び②については納付を認められなかった。

しかし、その後、長男の学生時代の国民年金保険料も未納であることが分かり、家族全員で当時の記憶について話し合ったところ、私と長男の領収証書は、夫婦で海外赴任するため、A市の保管倉庫に預けていたが、これが平成7年*月の災害で破損し、大半を焼却処分してしまったことが新たな事実として判明したので、もう一度審議の上、納付済期間として認めてほしい。

申立期間①については、私の国民年金手帳には、昭和58年10月2日として「喪失申出」のゴム印があるが、私には当時任意加入の喪失手続を行った記憶も、経済的に喪失させる理由も全くない上、記載された日付の文字が汚いのでこの日付を信頼することができない。これは、20歳になった長男の国民年金保険料を納付するため、私が平成元年4月に私の保険料の納付をやめようと、当該手帳を持って役場に喪失手続に行ったことを今も明確に記憶しており、その時の担当者が遡ってこの日を記載したものと思われる。

申立期間②については、当時、夫が単身赴任していたため、私が第3号被保険者に該当していることを知らず、送付されてくる納付書で申立期間①から継続して国民年金保険料を納付していたので、納付する必要のなかった申立期間②の保険料を返金してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人に係る国民年金の任意加入被保険者の資格は、

申立人が所持する国民年金手帳に昭和58年10月2日に喪失申出を行ったことが記載されている上、同日付けで当該資格を喪失したことが、申立人のB市における国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所(当時)の特殊台帳により確認できるとともに、当該資格喪失の記録は、翌月の同年11月に社会保険業務センター(当時)に進達したことが当該特殊台帳により確認できることから、当時何らかの理由により、申立人が資格の喪失の手続を行った可能性は否定できないとし、申立期間②については、申立人は国民年金制度が改正された61年4月1日付けで第3号被保険者の資格を取得しているところ、その処理日についても翌月の同年5月14日であることから、昭和61年度以降は、B市が申立人に対して国民年金保険料の納付書を送付することは考え難いほか、申立人が主張するように、当該期間の保険料を現年度納付していた場合には、遅くとも翌年度に重複納付していることが判明し、保険料が還付されることとなるが、そのような措置が講じられた事跡は見当たらず、ほかに納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないなどとして、申立期間①及び②については、既に当委員会の決定に基づき、平成20年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てに際し、申立期間の領収証書は、夫婦が海外赴任のため、A市の保管倉庫に預けており、平成7年*月の災害が原因で領収証書等の書類を焼却処分してしまったことが判明し、これをもって新たな事実であると主張しているが、申立期間の領収証書が当該保管倉庫に保管されていたとする具体的な根拠に乏しいなど、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から3年3月まで

私は、自身の国民年金保険料の納付に関与していないので詳しいことは分からないが、平成元年1月以降、自宅に私の保険料の納付書が執ように送付されてくるようになったことから、母がA市役所の支所に出向いたところ、窓口の職員から「法律が改正され、学生も強制加入となったので、保険料を納付してください。」と言われて、同年10月頃、6か月分の保険料をまとめて納付し、これを契機にそれまで納付していた母自身の保険料の納付をやめたので、そのことをよく覚えていると母から聞いている。

その後、母は私の国民年金保険料を毎月納付してくれていたが、当時の領収証書は、両親の海外赴任のため、B市の保管倉庫に家財道具等と一緒に預けていたところ、平成7年*月の災害により焼却処分したと聞いている。

申立期間に国民年金保険料の納付記録が無いので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が市役所に出向いたところ、窓口の職員から「法律が改正され、学生も強制加入となったので、保険料を納付してください。」と言われて、平成元年10月頃、申立人の6か月分の国民年金保険料をまとめて納付し、その後は毎月保険料を納付してくれていたことを申立人の母親から聞いていると申し立てているが、国民年金法が改正され、学生が強制加入となったのは、3年4月1日とされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期等を調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の記録等から、平成3年10月頃に加入手続が行われたものと推定され、学生が強制加入とされた同年4月1日まで遡って強制加入被保険者の資格を取得するとともに、同年4月以降の国民年金保険料を

同年10月からおおむね毎月納付していることが、申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、申立人が学生であったとする申立期間は、国民年金法改正前の任意加入期間における未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることから、当該期間において申立人の納付書が送付されることは考え難い上、元年10月頃に初めて申立人の保険料を納付したとする申立人の母親の記憶は、2年後の3年10月頃の記憶であるとみるのが自然である。

また、申立人の母親が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人が資格取得の要件を満たした平成元年1月頃に国民年金の任意加入手続を行う必要があるところ、申立人の母親は、申立人の年金手帳が送付されてきたことは覚えているが、申立人の加入手続を行った記憶はないとしているほか、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は27か月間に及び、この間、当初の6か月間を除き毎月納付していたとする申立人の納付記録が、これほどの回数、連続して欠落することは考え難い上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から47年3月まで

私は、昭和47年頃にA市(現在は、B市)の広報紙を見て特例納付制度のことを知り、同市役所の臨時窓口へ行き、納付すべき国民年金保険料額等を教えてもらったように思う。

その後、A市役所の臨時窓口又は市役所内の金融機関において、未納となっていた期間の国民年金保険料を当時の同居人の分と一緒に特例納付したことを覚えている。

国民年金保険料と一緒に特例納付した元同居人には未納が無いのに、私だけ申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年頃にA市役所の臨時窓口又は市役所内の金融機関において、申立人の元同居人の分と一緒に未納期間の国民年金保険料を特例納付したと申し立てている。

そこで、申立人及びその元同居人の特殊台帳を見ると、共に昭和49年1月から実施された第2回目の特例納付実施期間中に特例納付しているが、申立人は50年12月25日に、元同居人については同年12月3日に、それぞれ特例納付していることが確認できることから、47年頃に特例納付したとする時期及び納付日が元同居人と異なるなど、申立内容と符合しないほか、申立人は、当時における納付金額についてもよく覚えていないと陳述している。

また、申立人は、自身が35歳となる年度当初である申立期間直後の昭和47年4月から同年12月までの国民年金保険料を特例納付していることから、当該特例納付は、これ以降60歳まで保険料を納付することにより、12年*月生まれの申立人の年金受給資格期間25年を最低限確保することを目的に行われ

たものと推認されるとともに、申立人の元同居人についても、第2回目の特例納付時において、42年6月から48年3月までの保険料を納付しており、厚生年金保険の加入期間と合算することで、同様に大正14年*月生まれの元同居人の年金受給資格期間20年を確保することを目的に特例納付したことがうかがえる。

さらに、申立人の元同居人は、その後に実施された第3回目の特例納付実施期間中の昭和55年3月及び同年6月にも、国民年金制度が発足した36年4月から37年9月までの期間及び40年9月から42年5月までの期間の国民年金保険料を特例納付し、未納を全て解消していることが元同居人の特殊台帳により確認できることから、申立人に改めて当時の事情を聴取したところ、元同居人が55年頃に特例納付していたことは、今回初めて知ったと陳述しており、当時において申立人の保険料を特例納付したとする陳述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年7月まで

私は、会社を退職した直後の昭和53年11月頃に、A市役所で国民年金への切替手続を行った。

その後、私は、納付金額は覚えていないが、アルバイトをしながら、金融機関で国民年金保険料を滞りなく納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法によると、満20歳未満の者は、国民年金被保険者となることができないものとされている。

そこで、申立人に係る国民年金の加入時期について調査すると、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期及びその前後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和54年2月頃に加入手続が行われたものと推定され、申立人が資格取得の要件を満たした53年12月31日に国民年金の強制加入被保険者の資格を取得していることが申立人のオンライン記録により確認できる。この場合、申立期間のうち、同年10月及び同年11月は、資格取得の要件を満たす前における国民年金の無資格期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の加入手続が行われた時点において、申立期間のうち、昭和53年12月以降の期間は、国民年金保険料を納付することが可能であることから、申立人に当時の納付状況について詳しく事情を聴取するため、何度も電話で連絡したが応答が無く、最終的に文書照会を行ったところ、申立人からの回答書には国民年金保険料の納付に関する具体的な記述が見当たらず、当時の納付状況を確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和 54 年 8 月以降、現在まで厚生年金保険に加入し、国民年金保険料を納付した実績が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から15年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から15年11月まで

私の国民年金保険料は父が納付してくれており、父から、その時期は忘れてたが、自宅に区役所から職員が来て、平成13年4月に私が厚生年金保険から国民年金に切り替わって以降の保険料が未納であることを知らされ、のちに、何回かに分割して私の保険料をまとめて納付したことがあると聞いている。

申立期間が未納とされているので、納付記録が無いか、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のオンライン記録にある納付督促事跡によると、平成17年8月2日の夕刻に社会保険事務所(当時)の非常勤職員が戸別訪問したが、不在であったこと、及び18年1月22日の夕刻に戸別訪問した際は、申立人の父親に面会できたが、態度保留とのことであったことなどが詳細に記録されている上、その5日後の同年1月27日に、その時点で2年の時効が成立する直前の15年12月から18年3月までの国民年金保険料を一括して納付していることが申立人の納付記録により確認できる。この場合、当該納付日時点において、申立期間の保険料は、制度上、時効により納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親から提出のあった申立人の国民年金保険料及び国民健康保険料を父親が立て替えた記録であるとするメモを見ると、申立期間後の国民年金保険料は、数回に分けて納付期間及びその納付金額が十円単位で具体的に記載されており、いずれも申立人の納付記録及び当時の保険料額と一致していることが確認できるものの、それ以前の金額については、一括して「430,000」と丸い数字でまとめて記載されている。これについて申立人の父親に事情を聴

取したところ、「平成 15 年分以前の国民年金及び国民健康保険の保険料を立て替えた合計金額が約 43 万円であり、これは当時あった別のメモから転記したものであるが、当時のメモは既に処分したので、その内訳は分からない。」と陳述していることから、申立期間に係る国民年金保険料の具体的な納付金額は不明であり、納付期間を特定することができない。

さらに、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月以降の期間であり、収納事務の機械化等により記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている上、上記メモ以外に申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 5802

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から63年9月まで

私は、会社を退職した直後の昭和62年3月頃、友人からの勧めもあり、A市役所で国民年金の加入手続を行った。

当時の国民年金保険料の納付金額及び納付場所等はよく覚えていないが、毎月納付していたと思う。

国を信用して納付してきたのに、申立期間に納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職直後の昭和62年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月国民年金保険料を納付していたと思うと申し立てている。

そこで、申立人に係るオンライン記録を見ると、申立人の公的年金記録は厚生年金保険被保険者期間のみであり、国民年金被保険者期間の記録は見当たらないことから、申立期間は、記録の上では国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、基礎年金番号に設定された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号以外に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人に国民年金保険料の納付状況について事情を聴取したが、陳述が変遷するなど、記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 3 月から 54 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月から 54 年 12 月まで

私が 20 歳になった昭和 53 年*月頃、当時勤務していた事業所の経営者に勧められて、A 市役所で国民年金の加入手続を行った。

私の所持する年金手帳にも、初めて被保険者となった日として「昭和 53 年*月*日」と記載されている。

国民年金保険料は、私が、市役所から送られてきた納付書に現金を添えて、毎月、市役所又は金融機関で納付したように思う。

申立期間が未納とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿の記録及び申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、昭和 55 年 1 月頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、53 年*月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、申立人の所持する年金手帳を見ると、申立人が初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 53 年*月*日と記録されているが、これは、上記の加入手続時点において、制度上、申立人の資格取得の要件を満たした日に遡って資格を取得しているものであり、同日頃に加入手続を行ったことを示すものではない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、市役所から送付されてきた納付書により、毎月、市役所又は金融機関で納付したと申し立てているが、上記加入手続時点において、申立期間のうち、昭和 53 年 3 月から 54 年 3 月までの保険料は、制度上、現年度納付することができない。一方、昭和 54 年度の国民年金保険料は、当該時点において現年度納付することが可能で

あるが、申立人に係る特殊台帳を見ると、同年度欄に「55 催」の催告印が押されており、当該年度の保険料について社会保険事務所(当時)から未納催告を受けていたことが確認できることから、現年度納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人に申立期間の国民年金保険料の過年度納付について確認したが、申立人は、保険料をまとめて遡って納付したことはないと陳述している。

このほか、申立人が申立てのとおり、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、オンライン記録により各種の氏名検索を行っても、申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)及び納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成4年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成4年2月まで

私が平成4年3月に結婚して約半年ないし1年後、国民年金保険料の未納を知らせる通知が届いたため、通知に記載のあった金額を銀行から引き出して用意した上、夫婦二人でA役所に出向き、未納分の保険料を一括納付した。

納付した期間及び国民年金保険料額について詳しく覚えていないが、未納分全期間を一括納付したと思っていたので、「ねんきん定期便」で未納とされている資格取得の要件を満たした日からの66か月を申し立てることとした。

国民年金保険料の未納を知らせる通知が届いたことと、通知を受けてA市役所で保険料を一括納付したことには確かな記憶があるため、調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年3月の婚姻から約半年ないし1年後、国民年金保険料の未納を知らせる通知が届いたことから、通知を受けた全期間の保険料を納付したにもかかわらず、「ねんきん定期便」では66か月が未納とされているとして、納付記録の訂正を求めているが、保険料納付の時効が完成した期間に係る未納保険料を特例的に納付できる特例納付制度は、昭和55年6月末を最後に、これ以降実施されておらず、申立人が保険料を遡って一括納付したとする平成4年ないし5年頃において、申立人に係る資格取得の要件を満たした日からの未納期間である66か月分の保険料を全て遡って納付することは制度上できない。

また、申立人に係る国民年金への加入手続は、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が払い出されている第3号被保険者に係る被保険者資格の事務処理日から、平成5年7月頃であり、その際、申

立人が20歳となった昭和61年*月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認でき、申立期間のうち、平成3年6月から4年2月までの期間に係る国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、A市では当時、市役所の窓口において過年度保険料を収納していなかったとしている上、申立人に対して実施した口頭意見陳述において、保険料の納付状況を聴取したところ、申立人は未納を知らせる通知が届いたことから、通知を受けた全期間の保険料を一括納付したとしているものの、当該通知、納付時期、納付期間、保険料額及び納付方法などの記憶が曖昧であるため、納付状況が不明であり、申立人から保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしても、申立人が当該期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情を見いだすことはできなかった。

さらに、申立人に対する別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年4月から13年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年4月から13年3月まで

私の母親は、私と姉の国民年金保険料を一緒に前納していたとしているが、年金記録では、姉は申立期間の保険料を前納しているにもかかわらず、私は学生納付特例期間として扱われている。姉と兄は、学生時代に学生納付特例制度の適用を受けていないし、私だけが同制度を利用するのは考えられない。また、この制度を利用するためには、市役所で手続をする必要があるが、その手続にも行っていないし、手続した場合ははがきによる通知があると聞いたが、そのはがきも受け取っていない。さらに、私は平成14年3月まで学生だったが、同制度を利用したのが途中の1年だけというのもおかしいと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人と姉の国民年金保険料を一緒に前納したとしているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしているその母親は、申立期間の保険料納付につき納付場所、保険料額等について具体的な記憶はなく、納付状況は不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間については学生納付特例期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致している上、オンライン記録によると、申立期間に係る学生納付特例制度の申請日は平成12年4月10日と記録されていることが確認できる。

さらに、申立期間は基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間である上、国民年金保険料の収納事務が電算処理により行われていたことから、この当時における記録の過誤は考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年4月から同年8月までの期間及び7年4月から8年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月から同年8月まで
② 平成7年4月から8年3月まで

私は、申立期間①の国民年金保険料について、母親から納付したと聞いているので、未納とされているのは納付できない。

また、私は、平成6年10月から8年3月まで会社で働いていたが、当時は国民年金と厚生年金保険の両方に加入できると思っていたので、両方の保険料を納付することにし、国民年金保険料は母親が納付してくれていた。実際、6年12月から7年3月までの厚生年金保険との重複分は還付された。私の母親は、申立期間②の保険料を弟の保険料と一緒に納付したとしているが、その納付記録は無く、還付もされていない。社会保険事務所（当時）からの被保険者記録照会回答票（平成19年8月16日及び同年8月28日付け）では、申立期間は全額免除期間になっているが、私も母親も免除を申請した覚えがない。申立期間①及び②の保険料は間違いなく納付しているので、申立期間①については納付済みに記録を訂正し、申立期間②については、厚生年金保険との重複期間である同年4月から8年2月までの保険料は還付し、同年3月の記録は、納付済みに訂正するよう求める。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたとしている平成5年5月から15年7月までの保険料は、申立期間①を含む平成6年度及び申立期間②の7年度を除き、全て年度ごとに一括で納付されていることが確認できること、申立期間①を含む6年度についてみると、申立期間①に後続する平成6年9月から厚生年金保険に

加入する前の同年11月までの保険料が、8年10月11日に一括納付されていることが確認でき、この時点において、申立期間①は、時効により保険料を納付することができない期間となる。これらを踏まえると、年度ごとに保険料を一括納付する申立人の母親が、平成6年度については、納付が平成8年10月に至ったため、この時点から最大限遡って納付が可能であった6年9月からの保険料を納付したとするのが自然である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間①は未納期間と記録されていることが確認でき、オンライン記録の内容と一致する。

さらに、申立期間②について、オンライン記録によると、申立期間②の当時、当該期間は全額申請免除期間とされ、その申請日は平成7年5月31日と記録されていることが確認でき、その後、申立期間と重複する厚生年金保険との記録統合による免除記録の変更処理が19年9月3日に行われ、厚生年金保険と重複のない8年3月のみを申請免除期間とした記録が確認でき、この内容はA市の国民年金被保険者名簿の記録の内容と一致する。

加えて、申立人は、国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとしているその母親は、申立期間①及び②の保険料納付につき納付場所、保険料額等について具体的な記憶はなく、納付状況は不明である。

そのほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から51年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から51年9月まで

私は、A所内で事業を営んでいた時、同所内にあったB市役所C出張所の職員から「遡って保険料を支払ってくれたら、今からでも年金を掛けていける。」ということを知り、時期は定かではないが、同市役所C出張所で国民年金に加入し遡って納付したと思う。

納付場所、遡及した期間及び遡及納付した国民年金保険料額等、明確な記憶はないが、まとめて支払ったことを覚えており、遡って支払わなければ、これから先保険料を納付できないと思っていたので、間違いなく納付しているはずである。

加入手続当時に交付された年金手帳は紛失しており、領収書及び家計簿等も現在残っていないが、もっとよく調査して納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月20日に払い出されていることが確認できる上、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿が同年10月6日に作成されていることから、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認される。この場合、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料は納付できず、過年度納付が可能な期間についても、申立人が納付したとするB市役所の出張所では保険料の収納は行われていない上、上記加入手続時点では、特例納付も実施されていないことから、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の国民年金に係る加入手続及び国民年金保険料の納付をめぐる記憶は曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から45年3月まで

私は中学校を卒業後、A警察署の裏にあった事業所に入社した。資格取得の要件を満たした年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を少しの期間納付した記憶があるが、その後約2年程度は保険料を納付しなかった。

しかし上司から我々は老後の保障が何もないことから、国民年金保険料の納付を勧められたので、昭和45年春頃に、上司の奥さんと一緒に市役所に行った。その時、窓口の職員から、資格取得の要件を満たした日以降の未納保険料を納付するように言われたので、当時の月額保険料280円ぐらいを約2年分一括して、おおよそ7,500円を市役所の窓口で納付した。その際に年金手帳又は通い帳のようなものに領収印を押してもらったことを覚えているが、当時のオレンジ色の年金手帳は紛失した。

最近になり、年金記録を調査したところ、未納とされていることが分かった。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、資格取得の要件を満たした年に国民年金の加入手続を行ったとしているが、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和46年8月に払い出されていることから、申立人の加入手続は、この頃に行われたものと推認でき、申立人の主張とは一致しない。

また、申立人の加入手続が行われたと推認できる時点において、申立期間の国民年金保険料は、第1回特例納付制度及び過年度納付により納付することは可能であるが、市役所の窓口において、特例納付及び過年度納付の収納は行われていないことから、申立人の主張する保険料納付方法とは異なる上、申立期間の保険料額についても、申立人の主張する金額と一致しない。

さらに、申立人は、当時の年金手帳はオレンジ色であったとしているが、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年以降のものであり、申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

ほかに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から平成元年3月まで
昭和52年12月に結婚し、その後、53年6月に妻が会社を退職した際、妻は国民年金に加入したものの、私は加入しなかった。

しかし、長女が誕生したのを契機に昭和54年1月頃に、妻が私の加入手続を行ってくれ、その後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を区役所の窓口で納付していたはずである。

ねんきん特別便を見ると、申立期間の国民年金保険料は未納とされており、申立期間直後の平成元年4月から3年3月までの保険料は納付済みとされているが、平成元年度に国民年金の加入手続を行ったことはなく、また、元号が昭和から平成に変更されるのに併せて、年金のデータが更新されたと考えられることから、それ以前に別のデータが存在していたはずである。

また、国民年金に加入する前は、加入勧奨が年に1回ないし2回あったが、昭和54年に加入してからは一度も無いことから、加入していたのは間違い無いはずである。

以上のことから、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号により、A市において、昭和47年10月12日を国民年金被保険者資格の取得日として、平成2年1月頃に払い出されたものと推認でき、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、昭和54年1月から62年11月までの国民年金保険料は、制度上、納付することはできず、また、同年12月から平成元年3月までの保険料は、過年度保険料となり、市役所窓口で納付す

ることはできない。

また、オンライン記録により、申立期間直後の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料について、申立人及びその妻の納付状況をみると、i)平成元年度分について、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出後の2年4月27日に元年4月から2年3月までの保険料を一括して納付しているのに対し、申立人の妻は、納付日は確認できないものの一括して前納していることから、申立人より1年早く元年4月中に当該期間の保険料を前納したものと推認できること、ii)平成2年度分について、申立人は、1か月又は3か月分ずつ納付しているのに対し、申立人の妻は、元年度分と同じく、1年分をまとめて前納していることが確認できることから、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたとする陳述と符合しない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、元号が昭和から平成へと変わった際、行政側に何らかの事務過誤が生じ、それまでの自身の国民年金保険料の納付記録が失われたのではないかと主張しているものの、当時、元号変更に伴い、国民年金に係る事務処理及び保険料の記録管理が適正に行われていなかったとする事例は特に確認されていない。

加えて、申立期間は10年3か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難い。

このほか、申立人及びその妻の記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月から58年9月まで

国民年金の加入については、昭和59年5月、婚姻届を提出するためにA市役所へ行った時に、自分が国民年金担当窓口で手続を行ったと思う。

加入手続後の国民年金保険料については、定期的に金融機関で納付していた。

加入手続をした時に、担当職員から、過去の分を遡って納付することを勧められて、手続をしてもらったが、2年ほどたった昭和61年頃に、まず6か月分の納付書が送られてきたので納付し、更に、その半年後又は1年後ぐらいに、資格取得の要件を満たした日以降の59か月分の納付書が送られてきたのですぐに納付したはずである。

手続の際、担当職員から、特例措置により5年分までであれば一括して納付できるという説明があり、まず、6か月分を納付することにより、未納期間を5年以下にした上で、申立期間の59か月分を納付したことを記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

特殊台帳及び国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、昭和53年11月26日を国民年金被保険者資格の取得日として、59年6月に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点において、申立期間のうち、57年3月以前の国民年金保険料は、制度上、納付することができない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、一括して遡って納付したとしているものの、申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出当時は、既

に特例納付制度は終了しており、4年11か月にわたる長期間の過去の未納保険料を一括して納付したとする申立内容は、制度状況と符合しない。

さらに、申立人は、i) 国民年金の加入手続時に、5年分までであれば過去の未納保険料を全て一括して納付できることを窓口で教えてもらい、納付できるよう手続をしてもらった、ii) その2年後の昭和61年頃になって、まず、申立期間直後の6か月分に係る納付書が送付され、また、その半年後又は1年後ぐらいに申立期間に係る4年11か月分の納付書が送付されたとしているなど、陳述の不自然さは否めない。

加えて、オンライン記録を見ると、昭和60年11月9日付けで過去の未納保険料に対する納付書が発行されており、これに対して、申立期間直後の58年10月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できることから、それより前の期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から63年3月まで

国民年金の加入については、昭和58年4月頃、母が、A市役所に出向き
手続を行ったはずである。

結婚するまでの期間の国民年金保険料については、納付を全て母に任せて
いたのではっきりとは分からないが、私は、自分の給料から母にお金を渡し
ていたため、その中から母が定期的きちんと保険料を納付してくれていた
と思う。

国民年金保険料の納付方法等についても、全く分からないが、母には定期
的に1万円から2万円までぐらいのお金を渡していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、
A市において、昭和58年9月10日に払い出されており、この手帳記号番号の
払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を現年度納付することは可能で
ある。

しかし、オンライン記録を見ると、申立人は、申立期間直前の昭和60年7
月から同年9月までの国民年金保険料について、同年10月1日に現年度納付
した後、申立期間を挟み、申立期間直後の昭和63年度の保険料については免
除申請を行い、また、その翌年度である平成元年度の保険料についても、平成
3年5月28日になって元年4月及び同年5月分を過年度納付している記録で
あるが、申立人は、免除申請及び過年度納付に係る具体的な記憶については曖
昧であるとしている上、申立期間の保険料についても、申立人自身が渡してい
た現金の中から、申立人の母親が納付したはずであると主張するのみで、具体

的な納付方法等に係る陳述は無い。

また、申立人は、住所変更の手続は行わなかったものの、昭和 62 年頃から 4 年間ほど、実家の A 市を離れ、B 市内で一人暮らしをしていたとしており、申立期間の一部と当該期間が重なることを踏まえると、この間、何らかの理由で国民年金保険料の納付が困難な状況にあった可能性も否定できない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、また、加入手続及び保険料の納付を担っていたとしている申立人の母親は既に他界しており、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から43年3月まで
結婚をした昭和37年12月頃に女性集金人が自宅を訪れ、国民年金への加入を勧められた。そこで、当日又は数日後に、夫婦二人分の加入手続をしてもらったように思う。
申立期間の国民年金保険料については、私が夫の保険料と一緒に、当該女性集金人に納付していたはずである。
申立期間の国民年金保険料が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）において、昭和41年10月17日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時点においては、申立期間のうち、37年12月から38年12月までの国民年金保険料は、制度上、納付することができず、また、39年1月から41年3月までの保険料は過年度保険料となり、集金人に納付することはできない。

また、申立人の所持する国民年金手帳を見ても、検認印が確認できるのは昭和43年度分からであり、オンライン記録と符合する上、申立人は、この手帳より前に別の手帳の交付を受けた記憶はないともしている。

さらに、B市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、納付記録欄に申立期間に係る国民年金保険料の納付は記録されていない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見

当たらない。

なお、申立人は、昭和 37 年 12 月に婚姻届を提出したことをきっかけに、市役所の女性集金人が自宅を訪れたとして、同年同月分からの国民年金保険料を納付したはずであるとしているものの、戸籍を確認したところ、夫婦の婚姻届出日は、38 年 3 月*日である。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から47年12月まで

私は、会社を退職後、しばらく国民年金に加入していなかったが、昭和47年10月に結婚して間もない頃、銀行の案内係の人から、資格取得の要件を満たした日まで遡って国民年金保険料を納付できるということを聞いたので、後日、自宅から現金を持参して、夫の分と合わせて10万円ぐらいの保険料を、その銀行で納付した記憶がある。

国民年金の加入手続及び銀行で納付した際の詳細な状況については、よく覚えていないが、遡って国民年金保険料を納付した記憶は間違いないので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿、前後の手帳記号番号及び特殊台帳から、A市において、昭和43年5月1日を国民年金強制加入被保険者の資格取得日として、50年12月頃に、申立人の夫と連番で払い出されたものと推認される所、申立人は、47年10月の結婚後間もない頃に、国民年金保険料を遡って納付したと陳述するのみであり、具体的な納付時期についての記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫に係る特殊台帳を見ると、ともに国民年金手帳記号番号の払出当時の昭和50年12月に、48年1月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、当該過年度納付時点において、申立期間の保険料は特例納付以外においては、時効により納付することができなところ、申立人は、銀行の案内係に勧められて過去の保険料を遡って納付したとするのみで、国民年金の加入手続及び納付書の存在を含む申立期間の保険料納付の詳細な状況については、よく覚えていないと陳述している。

さらに、A市保存の国民年金被保険者名簿を見ても、平成8年2月7日当時における申立人に係る未納月数は、62月と記載されており、オンライン記録上の未納月数と一致している。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人から、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 10 月 31 日から 27 年 4 月頃まで

夫の厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。夫は同社には、昭和 27 年 4 月頃まで継続して勤務し、退職するまで社宅に居住していたので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が昭和 27 年 4 月頃までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社保管の申立人に係る労働者年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失年月日欄には昭和 22 年 10 月 31 日と記載されており、オンライン記録と一致している上、同社は、「申立人の申立期間に係る保険料控除の状況については不明である。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格を取得し連絡先の判明した元従業員 17 人に照会し 12 人から回答を得たが、申立人を記憶している者はいない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人の妻は、「A社を退職する昭和 27 年 4 月頃まで社宅に居住していた。」と陳述しているものの、B社は、「申立期間当時の社宅に関する資料等は保存していないため不明である。」としており、このほかに申立人の妻の当該陳述内容を確認できる事情は見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 8 月 31 日から 53 年 11 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社でB職として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の元従業員の陳述等から、申立人が申立期間にA社で勤務していたことが確認できる。

しかし、A社は、「賃金台帳等の書類は保存していない。」としている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除の状況等は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 17 人に照会し 13 人から回答を得たが、同社における社会保険の加入状況について、「全ての従業員が社会保険に加入していたわけではなかった。」と回答した 2 人のうち、申立期間当時の総務担当者であったとする者は、「当時は、入社時の職務経歴及び家族構成等の状況から判断し、社長に伺いを立てた上で社会保険の加入手続を取っていた。給与の手取額が多くほしいために、社会保険に加入していない者もいた。」と陳述し、残り 1 人も、「単身の時には、給与の手取額が多くほしいので社会保険には加入せず、入社して数か月後に、妻を扶養に入れるため、社会保険の加入手続を取ってもらった。」と陳述している。

さらに、当該元従業員の中には、申立人と同様に厚生年金保険には加入せず、雇用保険のみ加入している者が確認できることから、これらの者の陳述から、

申立人の申立期間における保険料控除の状況等を推認することはできない(回答者13人のうち7人は、A社における社会保険の加入状況について不明と回答している。)

これらのことから、A社では、申立期間当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社ではB業務を担当しており、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 38 年 3 月 31 日までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 42 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録の有る元従業員 15 人に照会し 11 人から回答を得たが、申立人の申立期間における勤務を記憶している者はいない。

さらに、申立人が、一緒にB業務を担当していたとする元事業主の妻は、「申立人は、高等学校を卒業後、A社に入社してきたが半年程度で同社を退職した。」旨陳述している上、申立期間に被保険者資格を取得し、A社でB業務を手伝っていたとする元従業員（被保険者期間は、昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 12 月 1 日まで）も、「当時、A社のB職は、私のほかに二人いたが、その二人は申立人ではなかった。」と陳述している。

加えて、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、申立人が資格の喪失に伴って昭和 34 年 9 月 9 日に健康保険被保険者証を社会保険事務所（当時）へ返納したことを表す「34.9.9 被証返納」の記載が確認できるほか、同名簿の

記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年12月4日から23年2月2日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社は、「国民年金制度発足前の退職者で再就職の予定が無い人には、脱退手当金を請求するよう指導していた。退職時に説明できなかった場合は、後日、文書で手続案内を行っていた。」としているところ、同社提出の厚生年金保険給付関係記録簿の申立人の欄を見ると、脱退手当金の請求年月日は昭和23年11月15日、受取先は申立人が当時、唯一住所地の近隣に在った銀行と陳述しているC銀行D支店が記載されているほか、請求金額もオンライン記録における脱退手当金の支給額と一致していることなどを踏まえると、申立人について、その委任に基づき事業主による代理請求がなされたことが推認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、申立期間に係る脱退手当金が支給決定された事跡が確認できる。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が、脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 7 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立期間の脱退手当金は、A社B営業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1か月半後の昭和33年2月22日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計20ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に受給要件を満たし資格を喪失した47人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め37人見られ、そのうち32人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の受給者が散見できるほか、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)を見ると、申立人の氏名は、A社B営業所で資格を喪失した11日後の昭和33年1月18日に旧姓から新姓に氏名変更(婚姻は、昭和32年6月)されており、申立期間の脱退手当金が同年2月22日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併

せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

さらに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月 1 日から 41 年 8 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の氏名は、A社で資格を喪失した約2か月後の昭和41年10月11日に旧姓から新姓へ氏名変更されており、申立期間の脱退手当金が同年12月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、前述の被保険者名簿において、申立人を含む全被保険者11人のうち、受給要件を満たし資格を喪失した女性従業員6人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め5人見られ、その全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されていることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和41年12月20日に支給決定されているなど、一連の事務処

理に不自然さほうがえない。

加えて、オンライン記録によると、申立人は、申立期間前の 52 か月間の厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 29 日から 41 年 12 月 31 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社及びB社における厚生年金保険の加入記録が脱退手当金支給済みとなっている。A社を退職してすぐの時期に、C社会保険事務所（当時）で一時金を受け取ったことは覚えているが、B社については脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名・押印が確認でき、記載されている住所は、脱退手当金支給決定当時に申立人が居住していたとする場所と一致する。

また、当該裁定請求書は、申立人がB社を退職後の昭和42年1月11日に、同社を管轄するC社会保険事務所で受け付けられており、脱退手当金は、申立人のB社での資格喪失日から約3か月後の同年3月27日に支給決定されていることが確認できるとともに、当該脱退手当金の計算に当たっては、B社のみならずA社もその計算の基礎とされていることが確認できる。

さらに、当該脱退手当金の支払については、当該社会保険事務所窓口での支給を意味する「現金 支払済」印が押されており、このことは、申立人が「C社会保険事務所で一時金を受給した。」と陳述していることと符合する。

加えて、申立人は、上記「一時金」の受給時期が、A社の退職直後であったとしているが、申立人は、同社退職時点において脱退手当金の受給要件を満たしていなかった上、同社はD社会保険事務所（当時）の管轄事業所であ

ったことから、制度上、申立人が同社退職直後にC社会保険事務所で脱退手当金を受給することはできない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、前述の裁定請求書を見ると、請求者自らが過去に被保険者として使用された事業所の名称を記入する欄には、当該未請求期間に係る事業所名が記入されていないことから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 41 年 9 月 4 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社及びB社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。
しかし、A社に係る脱退手当金は受給した記憶があるが、B社については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に係る脱退手当金は受給したが、B社に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、申立人が脱退手当金の受給を認めているA社での厚生年金保険被保険者期間は17か月であり、当該事業所のみでの被保険者期間では脱退手当金を受給するために必要な要件である24か月以上の被保険者期間を満たしておらず、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていた申立期間であるB社での23か月の被保険者期間を合算すると当該受給要件を満たすことを踏まえると、オンライン記録において、A社及びB社での被保険者期間を合算して脱退手当金が支給されていることに不自然さはいかたがえない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認できるほか、申立期間とA社の期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 1 日から 50 年 7 月 1 日まで
② 昭和 51 年 7 月 21 日から 52 年 3 月 11 日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

申立期間①は、A社（後に、B社に名称変更）で勤務し、申立期間②は公共職業安定所から紹介されてC市内の事業所（事業所名不詳）で働いた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、オンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、事業所の所在地を管轄する法務局で商業登記の記録も確認できない。

また、A社が後に名称変更したB社については、申立期間に同名称の厚生年金保険の適用事業所は存在するものの、当該事業所の所在地及び業態は、申立人の陳述とは相違しており、申立事業所とは別の事業所であると考えられることに加え、申立人が事業所の所在地として陳述しているD市（当時）を管轄する法務局において商業登記簿を調査したが、該当する商号の事業所は確認できない。

さらに、申立人は、事業主の名字を部分的に記憶しているのみで、同人を特定することができず、同僚の氏名も記憶していないため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認できない。

加えて、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

申立期間②については、申立人は、C市内の会社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、申立人は、事業所名を部分的にしか記憶しておらず、事業主及び同僚の氏名も全く覚えていないことから、当該事業所を特定し、申立人の勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、雇用保険の加入記録を見ると、申立人は、申立期間の大部分に当たる昭和51年10月8日から52年3月10日までの期間について、基本手当を受給していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 16 日から 44 年 7 月 31 日まで
脱退手当金の確認はがきにおいて、A社における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。
しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人名義の記名・押印が確認できるとともに、記載されている住所は、脱退手当金の支給決定当時に申立人が居住していた場所であることが確認でき、当該脱退手当金の支払が、申立人の居住地と同一市町村内の金融機関で通知払（隔地払）されていることも確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できるほか、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、当該未請求期間は前述の裁定請求書に事業所名等の記載が無く、また、申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されていたことから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

大阪厚生年金 事案 11512 (事案 7856 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 10 日から同年 4 月 1 日まで
③ 昭和 46 年 6 月 26 日から 47 年 2 月 16 日まで
④ 昭和 52 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑤ 昭和 52 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 31 日まで
⑥ 昭和 54 年 12 月 15 日から 59 年 12 月まで
⑦ 平成 3 年 12 月から 9 年 6 月まで
⑧ 平成 9 年 7 月から 11 年 12 月まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間等の加入記録が無いとの回答をもらった。

そこで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間等における勤務が確認できない等として、申立ては認められなかった。

訂正不要の決定を受けて、よく考えたところ、申立期間①はA社に、申立期間②はB社(現在は、C社)に、申立期間③はD社に、申立期間④及び⑤はE社に、申立期間⑥はF社(現在は、G社)に、申立期間⑦はH社に、申立期間⑧はI社に、それぞれ勤務していたことを思い出した。

申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、前回の申立てでは、J社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てていたが、同社は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、また、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られなかったため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実

態及び保険料控除の状況を確認することができない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A社に昭和 45 年 7 月 1 日から勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、申立期間当時の事業主は、「申立人の入社時期及び保険料控除については、関連資料が無いため、不明であるが、当時は 1 か月の試用期間経過後、厚生年金保険に加入させていた。仮に、申立人が昭和 45 年 7 月 1 日から勤務していたとしても、1 か月間は試用期間であるため、厚生年金保険には加入させず、保険料も控除していないはずである。」と陳述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録のある元従業員 7 人全員を抽出し、住所の判明した 4 人に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

申立期間②については、申立人は、昭和 46 年 2 月 10 日から B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと新たに申し立てている。

しかし、B社は、「申立人の申立期間における勤務については、関連資料が無いため確認できない。」としている。

また、申立人が名字を記憶する同僚 4 人のうち 3 人は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、加入記録が確認できず、名字が一致する記録の確認できる 1 人は連絡先が不明である。このため、当該被保険者名簿において、申立期間に加入記録の有る元従業員のうち、連絡先の判明した 5 人に照会したが、申立人を覚えている者はおらず、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態等を確認することもできない。

さらに、申立人の B 社における雇用保険及び厚生年金基金の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間③については、申立人は、昭和 46 年 6 月 26 日から D 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと新たに申し立てている。

しかし、D社は、「申立人の申立期間における勤務については、関連資料が無いため確認できない。」としている。

また、申立人が当時同僚であったと記憶する 3 人に照会し 1 人から回答を得たが、「申立人のことは覚えているものの、入社時期までは分からない。」としており、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、D社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書には、申立人の資格取得日は昭和 47 年 2 月 16 日と記載されており、オンライン記録と一致している。

申立期間④については、申立人は、昭和 52 年 9 月 1 日まで E 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと新たに申し立てている。

しかし、E社は、平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者資格を取得している元従業員3人全員を抽出し、住所の判明した2人に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できる陳述は得られなかった。

さらに、申立人のE社における雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の加入記録と一致している。

申立期間⑤については、複数の元従業員の陳述から判断して、時期は特定できないものの、申立人がE社に勤務していたことが推認できる。

しかし、E社は平成15年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、E社に係る前述の被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る元従業員4人を抽出し、雇用保険の加入記録を調査したところ、4人全員に厚生年金保険の加入記録と一致する雇用保険の加入記録が有ることが確認できるが、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は無い。

さらに、当該被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間⑥については、申立人は、前回の申立てでは、K社、L社、M社及びN社に勤務し厚生年金保険に加入していたと申し立てたが、i) K社の勤務については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できるが、同社は平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないほか、申立期間同時に社会保険事務担当者であったとする同僚は既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない、ii) L社の勤務については、同僚の陳述から判断して、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できるが、同社は平成3年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会したが回答を得られないため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない、iii) 申立人は、L社で厚生年金保険の加入記録が無いときは、事業主の親族が経営しているM社又はN社で加入していたのではないかと主張しているところ、M社は厚生年金保険の適用事業所ではなく、N社については、同社の申立期間当時の事業主は、「申立人のようなO業務職は、L社で

雇用していた。同社で雇用していた従業員を当社で厚生年金保険に加入させることはなかった。」旨陳述しており、N社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の記録は見当たらない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年10月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、F社に昭和54年12月15日から59年12月まで勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てているが、F社は、「当社が昭和50年から保存している労働者名簿に申立人の氏名が見当たらないことから、申立人は当社では勤務していない。」としている。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有る元従業員9人を抽出し、住所の判明した8人(申立人が同僚であったと記憶する者2人を含む。)に照会し3人から回答を得たが、申立人を覚えている者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

申立期間⑦については、申立人は、F社の関連会社であるH社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと新たに申し立てている。

しかし、H社は、「申立期間当時の従業員は、F社の事業主の親族だけで、ほかに従業員はいなかったので、申立人は当社で勤務していない。」としており、オンライン記録を見ても、同社の回答どおり、申立期間に加入記録が有るのはF社の事業主の親族のみであることが確認できる。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

申立期間⑧については、申立人は、F社の関連会社であるI社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと新たに申し立てている。しかし、I社は、「申立期間当時の従業員は、F社の事業主の親族だけで、ほかに従業員はいなかったので、申立人は当社で勤務していない。」としており、オンライン記録を見ても、同社の回答どおり、申立期間に加入記録が有るのはF社の事業主の親族のみであることが確認できる。

また、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑧に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月13日から40年1月29日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

しかしながら、私は脱退手当金を請求していないし、受給した覚えはないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかし、申立期間に係る脱退手当金裁定請求書、脱退手当金計算書及び当該裁定請求書に添付されていた領収書を見ると、A社に係る厚生年金保険の資格喪失日から約3か月後の昭和40年5月10日に支給されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページを含む前後7ページに記載されている女性82人のうち、申立人と同一時期に受給要件を満たし資格を喪失した33人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給している者は申立人を除き31人であり、このうち、28人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されているほか、支給決定日が同一となっている受給者も散見されることから、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、前述の脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所の名称、所在地」欄には、同社の名称及び所在地がゴム印で押されていること、及び申立人が資格喪失日から約3か月後に支給決定されていることを踏まえると、申立人についてもそ

の委任に基づき、事業主による代理請求が行われた可能性が高いものと考えられる。

さらに、A社に係る上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書には、未請求となっている事業所については記載されていない上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 10 月頃から 42 年 2 月 9 日まで
② 昭和 43 年 7 月 11 日から 44 年 5 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 10 月頃から 46 年 2 月 1 日まで
④ 昭和 47 年 11 月 30 日から 50 年 1 月 1 日まで
⑤ 昭和 50 年 1 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで
⑥ 昭和 51 年 1 月 1 日から 56 年 7 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 41 年 10 月頃に A 社の代理店である B 社に入社し、A 社に転籍するまで勤務した。

申立期間②について、私は、昭和 43 年 5 月 1 日に C 社に入社し、D 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得する 44 年 5 月 1 日まで勤務した。

申立期間③について、私は、昭和 45 年 10 月頃に E 社に入社し、46 年 5 月 31 日まで勤務した。

申立期間④について、私は、昭和 46 年 9 月 3 日に F 社に入社した。その後、会社名が、G 社に変わったが、49 年の年末まで勤務した。

申立期間⑤について、私は、昭和 50 年 1 月 1 日に、以前勤めたことのある C 社の関連会社である H 社に入社し、同年の年末まで勤務した。

申立期間⑥について、私は、昭和 51 年 1 月 1 日に、以前勤めたことのある G 社の関連会社である I 社に入社し、56 年 6 月末日まで勤務した。

しかし、年金事務所の記録では申立期間が全て空白となっており、納得できない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の陳述から判断すると、申立人は、当時、B 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、上記陳述が得られた申立人と同種の業務に従事していた同僚にも、申立期間における厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和41年10月1日の被保険者数は約30人であるのに対して、申立人及び上記同僚は、「B社の社員は約300人いた。」旨陳述していることなどから判断すると、同社では、必ずしも全ての社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、申立人が当時の支店長として氏名を挙げた者も所在が不明であるため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事情照会することができない。

また、上記被保険者名簿から上記以外の複数の同僚を抽出し、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会を行ったものの、回答が得られた同僚は、いずれも、「申立人を記憶していない。」としており、申立人の保険料控除等について確認することができなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間①における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間①において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、申立期間を含めC社で勤務していたと申し立てているが、申立期間中に同社で厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「C社は社員が10人程度の小規模な会社であったが、申立人を記憶していない。」旨を陳述しているほか、事情照会に対する回答が得られた複数の同僚からも申立人の申立期間における在職及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡している上、社会保険事務担当者の所在は不明であるため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について事情照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間②における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、申立人は、昭和45年10月頃からE社で勤務していたにもかかわらず、同社での厚生年金保険被保険者資格の取得日は、46年2月

1日となっていると申し立てている。

一方、E社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、昭和45年11月1日であり、申立期間のうち、同年10月頃から同年11月1日までの期間は同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名が確認できる同僚に事情照会したところ、回答が得られた者からは、「E社のJ職は、入社して3か月程度の期間、厚生年金保険に加入していないことがあった。」旨の回答が得られたことから判断すると、同社では、必ずしも全ての社員を入社後すぐには厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

さらに、当時の事業主は、「申立人に対する厚生年金保険料の控除等は不明。」と回答していることから、当時、社会保険事務を担当していた役員とみられる当該事業主の親族に文書照会を行ったものの、回答を得ることができなかった。

加えて、上記以外の複数の同僚からも、申立人の申立期間における保険料控除をうかがわせる具体的な陳述は得られなかった。

また、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

さらに、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間③における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間③において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

申立期間④について、申立人は、申立期間を含めG社で勤務していたと申し立てているところ、事情照会に対する回答が得られた複数の同僚は、いずれも、「申立人のG社での勤務期間及び退職時期を記憶していない。」と陳述していることから、申立人の申立期間における在職を確認することはできなかった。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているほか、上記複数の同僚の陳述によっても社会保険事務担当者进行を特定することができなかったため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について、事情照会することができない。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間④における被保険者記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間④における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑤について、申立人は、昭和50年1月から同年の年末までH社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、H社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の確認できる同僚は、「申立人がH社を退職した時期は、申立人の後任者が入

社した昭和49年5月頃よりも前であった。」旨を陳述していることから、申立人は、申立期間④と重なる昭和49年5月以前に同社を退職したことがうかがえるところ、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、同年11月1日であることから、申立人が勤務していた期間は、同社が適用事業所となる前の期間に当たる。

また、上記の同僚は、「私がH社に入社した当時、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、適用事業所となるまでの期間は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと思う。」と陳述しているところ、別の同僚からも、当該陳述と符合する内容の回答が得られた。

さらに、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、申立人の申立期間における保険料控除について、事情照会することはできない。

このほか、申立人の申立期間⑤における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間⑥について、申立人のI社における在職については、複数の同僚が申立人の業務内容等について具体的に陳述していることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人は、当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和51年1月1日における被保険者数は22人であるのに対して、上記複数の同僚は、「I社には40人程度の従業員がいた。」旨を陳述していることから判断すると、同社では、必ずしも全ての社員を厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者の所在は不明であるため、これらの者に申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、事情照会することができない。

また、上記とは別の複数の同僚に対して、申立人の申立期間における保険料控除について事情照会を行ったものの、これをうかがわせる具体的な陳述はいずれの者からも得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿には、申立期間当時の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間⑥における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人が申立期間⑥において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月20日から26年4月6日まで
② 昭和27年2月1日から同年11月7日まで
③ 昭和30年7月10日から35年2月23日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関するお知らせ」を見ると、A社で勤務した申立期間①、B社で勤務した申立期間②及びC社で勤務した申立期間③の厚生年金保険の加入期間について、脱退手当金支給済みと記載されている。

しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金裁定請求書に添付して提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、脱退手当金支給決定日前の昭和35年4月19日に、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁(当時)から当該脱退手当金を裁定した社会保険出張所(当時)へ回答したことが記録されている。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和35年6月7日に支給決定されているところ、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前2ページ及びその後3ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である同年2月23日のおお

むね前後3年以内に資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしていた者6人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む5人に脱退手当金の支給記録があり、うち4人が資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

加えて、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りも無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の間に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかし、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

大阪厚生年金 事案 11516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 1 月 18 日まで
私は、昭和 32 年 3 月に中学校を卒業した後、すぐに A 社に入社し、44 年まで勤務していた。しかし、年金事務所の記録では、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い。納得できないので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間も A 社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかし、A 社は、昭和 59 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も連絡先不明のため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の同僚は、「私は昭和 28 年 11 月に A 社に入社した。」と陳述しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同人は、入社から約 4 年 2 か月後の昭和 33 年 1 月 16 日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立人が自身よりも早く A 社に入社していたとする他の同僚 5 人についても、全員が申立人と同じ昭和 33 年 1 月又はその前月の 32 年 12 月に被保険者資格を取得している上、申立人が、自身と同時期に入社したが、その 3 か月後の同年 7 月には退職したとする同僚については、上記被保険者名簿を見ても、被保険者記録は確認できない。

これらのことから、申立期間当時、A 社では、必ずしも全ての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和37年1月26日に支給決定されている上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員8人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、全員に支給記録が有り、いずれの者も資格喪失後5か月以内に支給決定されている。このことに加え、支給記録の有る元従業員の1人が、「申立期間当時は脱退手当金を受給することが当たり前で、先輩及び同僚も皆、脱退手当金を受給していた。事業所が代理で請求手続きをしてくれ、私が社会保険事務所（当時）で受け取った。」と陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いと考えられる。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険

者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 26 日から 38 年 10 月 5 日まで
老齢年金の裁定請求を行った平成 7 年に、A 社に勤務していた申立期間について脱退手当金が支給されたことになっていることを知り、当時から、脱退手当金はもらっていないと主張してきたが、認められなかった。
今回、日本年金機構から脱退手当金の受給についての確認はがきを送付されてきたことにより、改めて申し立てる。脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 12 月 27 日に支給決定されている。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、複数の同僚が、「脱退手当金の請求手続は、会社が代行していた。」と陳述していることから、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 5 日から 32 年 12 月 15 日まで
② 昭和 34 年 3 月 1 日から 37 年 2 月 27 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社及びB社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。

しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和37年5月30日に支給決定されている。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立人と同時期に受給要件を満たし資格を喪失していることが確認できる女性従業員24人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、13人に支給記録があり、このうち10人は資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、申立人を含む3人が同じ日に支給決定されている。このことに加え、支給記録の有る者の一人が、「B社の事務担当者から脱退手当金の説明を受け、代わりに請求手続をし

てもらった。」旨陳述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性は否定できない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①の前にある被保険者期間（E社）及び申立期間①と②の間にある2回の被保険者期間（C社及びD社については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当時は、請求者から当該被保険者期間の申出がなければ、社会保険出張所（当時）において、当該被保険者期間を把握することは困難であったと考えられることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 9 月 1 日から同年 10 月 6 日まで
② 昭和 27 年 10 月 6 日から 30 年 6 月 3 日まで

A社及びB社に勤務していた期間（それぞれ申立期間①及び②）については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、申立期間に係る脱退手当金は請求も受給もしていない。納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、脱退手当金の支給記録が記載されている。

また、申立人には、申立期間に係る脱退手当金の支給記録とは別に、申立期間後のC社及びD社での被保険者期間に係る脱退手当金の支給記録が有り、申立人は、「この期間の脱退手当金は、生活が苦しかったために受給した。脱退手当金という制度を知ったのは、結婚後に夫から教えられたのだと思う。」旨陳述しているところ、申立人の婚姻日は申立期間より前の昭和 23 年 10 月 * 日であることから、申立期間においても既に脱退手当金を認識していたものと考えられ、C社及びD社での被保険者期間に係る脱退手当金の受給の際、申立期間に係る脱退手当金は既に受給したものとして、請求手続が行われたと考えるのが自然である。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 25 日から 38 年 2 月 16 日まで

A社及びB社に勤務していた期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、B社に勤務していた期間については脱退手当金を受給したが、A社に勤務していた申立期間については請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B社に勤務していた期間に係る脱退手当金は受給したが、A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が有り、住所欄には申立人が陳述する当時の住所が記載されているほか、領収書欄にも申立人の記名及び押印が有り、A社とB社における被保険者期間を合算して算出した脱退手当金の法定支給額（2万2,628円）を、申立人が社会保険事務所（当時）で受け取った旨の記載が確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和43年5月24日に支給決定されているほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、支給決定日より前にあるC社と

D社における被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月 26 日から 41 年 4 月 16 日まで
A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、A社の所在地を管轄するB社会保険事務所（当時）の、昭和 41 年 12 月 22 日付けの受付印が有るなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、脱退手当金裁定請求書の「最後に被保険者として使用された事業所」欄には、A社の名称及びその所在地のゴム印が押されていることから、事業主による代理請求がなされたものと推認できる。

さらに、申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間と支給決定日の間にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となってい

るものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年1月11日から同年12月26日まで
② 昭和43年11月25日から45年5月13日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社における加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を得た。

しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかし、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人の記名及び押印が確認できる上、同請求書を受け付けた社会保険事務所（当時）では脱退手当金裁定伺を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できる。

また、上述の脱退手当金裁定伺では、当時の申立人の住所に近接する郵便局が送金先郵便局として記載され、請求書類には申立人の記名及び押印が確認できる退職所得の受給に関する申告書が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないと言うほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の一部の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月1日から43年3月13日まで
日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。しかし、申立期間について、脱退手当金を受給した明確な記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給した明確な記憶はないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金はA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和43年5月24日に支給決定されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した明確な記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 1 月 17 日から 35 年 4 月 5 日まで

日本年金機構から送付された脱退手当金の受給を確認するはがきにより、A社における被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることを知った。しかし、脱退手当金の請求をした記憶はなく、受給もしていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約2か月後の昭和35年6月13日に支給決定されていることが確認できる。

そこで、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後3ページに記載された女性従業員29人のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和35年4月5日の約2年前後に受給要件を満たし資格を喪失した9人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は申立人を含め8人見られ、8人全員が資格喪失後6か月以内に支給決定されており、8人全員に「脱」表示があることが確認できることから事業主による代理請求がなされ、脱退手当金は支給されたものと考えられる。

また、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったことから、申立期間の事業所退

職後の厚生年金保険被保険者期間が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月8日から同年7月18日まで
② 昭和44年8月21日から49年7月27日まで

年金事務所より脱退手当金の受給を確認するはがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社（現在は、B社）C事業部及びD社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

当時は、脱退手当金についての知識などなく、申立期間に係る脱退手当金を請求及び受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社C事業部及びD社における被保険者期間に係る脱退手当金については、請求及び受給した記憶はないとしている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の脱退手当金の支給決定日は昭和50年2月18日と記録されているところ、申立ての最終事業所であるD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、同年に脱退手当金を支給したことを示す「50 脱」の表示が記載されているとともに、脱退手当金支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間である2回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 6 月 1 日から 40 年 7 月 2 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における被保険者期間が、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。同社を退職後に、脱退手当金の請求をしたことも、受給した記憶もないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、i) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の資格喪失日（昭和 40 年 7 月 2 日）のおおむね 2 年以内に受給要件を満たし資格を喪失した女性 37 人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め 26 人に支給記録が確認でき、うち 23 人が資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされていること、ii) 支給記録が確認できた 26 人のうちの 2 人が、「A社を退職する時に脱退手当金の代理請求についての説明があり、脱退手当金を受け取った記憶がある。」旨の陳述をしていること、iii) 同社が申立人へ回答した資料には、昭和 40 年 7 月 20 日付けで同社が B 社会保険事務所（当時）へ申立人を含む複数名の脱退手当金裁定請求書を送付したことが記載されていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が記載されている上、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約 6 か月後の昭和 40 年 12 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないと見当たらぬ。また、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 1 月 18 日から 44 年 4 月 11 日まで
② 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 5 月 23 日まで

日本年金機構より脱退手当金の確認はがきを送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社及びB社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの記載があった。

脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されている。

また、申立人の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、B社において厚生年金保険被保険者資格を喪失した日から約1か月後の昭和45年7月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前に有る被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 21 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 40 年 2 月 21 日から 41 年 2 月 21 日まで

私は、昭和 39 年 9 月に A 事業所で働き始め、途中で同じ業種の B 事業所に移ったが、継続して勤務して 41 年 2 月 21 日に結婚のため B 事業所を退職した。

年金事務所の記録では、C 社という事業所における昭和 39 年 9 月 20 日から 40 年 2 月 21 日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるが、その後の申立期間が厚生年金保険に未加入とされている。

しかし、A 事業所と B 事業所の社長は同一人物だったと思うので、申立期間について C 社における厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B 事業所の所在地、店長及び複数の同僚の氏名を記憶しているところ、D 協同組合の昭和 41 年の事業所名簿に当該事業所が確認できるとともに、同事業所の同僚一人は、「申立人は、B 事業所で F 業務をしており、昭和 40 年 2 月から 41 年 2 月まで一緒に勤務していた。」旨陳述していることから、申立人は、申立期間について同事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間の被保険者記録が確認できる者は、「C 社の事業所には B 事業所は無く、また、申立人が B 事業所の責任者としている者については D 協同組合の会合で会ったことを覚えており、その者は C 社の社員ではない。」旨陳述している。

また、申立人は、A 事業所と B 事業所の社長は同一人物だったと思うと主張しているが、上述の C 社の被保険者記録が確認できる者が、「C 社の社長は、当時、G 職のことを考えており、会社ではきっちりした事務を行っており、社

員全員を社会保険に加入させていた。」旨陳述している一方で、B事業所の同僚は「B事業所の社長は、氏名は覚えていないが、E地方出身の方であった。B事業所では厚生年金保険に加入していない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録によると、B事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない上、申立人がB事業所の責任者としている者は、既に死亡しているが、申立期間については、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、B事業所は現存しておらず、同事業所の所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も見当たらない上、上述の同事業所の責任者及び同僚一人を除き、申立人が記憶している同僚は、所在不明であるため、申立人の申立期間における給与からの厚生年金保険料の控除等について確認できない。

このほか、オンライン記録において、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 11530 (事案 6761 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 4 月 5 日から 31 年 10 月 16 日まで

私の厚生年金保険の加入期間のうち、脱退手当金が支給済みとされている期間について、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正の申立てを行ったところ、前回の審議では、一部期間の記録の訂正が認められたものの、申立期間については、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないう理由により、記録の訂正は認められなかった。

しかし、私は、申立期間についても、脱退手当金の請求手続はしておらず、受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人と同時期(おおむね2年以内)に受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した27人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、受給者は24人であり、うち22人が資格喪失後4か月以内に支給決定されている上、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、ii) 申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の保険給付欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱退手当金」と記されているほか、支給金額、被保険者期間等が記載されており、その内容はオンライン記録と一致している上、脱退手当金の支給金額に計算上の誤りは無く、資格喪失日から約2か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと等として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年6月25日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たって、申立人は、脱退手当金の請求手続はしておらず、受給した記憶がないという従来の主張を繰り返すのみで、記録の訂正につながる新たな資料、情報の提出は無く、申立期間当時の脱退手当金の取扱状況等について、事業所に改めて照会したが、不明である旨の回答であった。

このほか、当初の主張及び資料を再度検討しても、委員会の当初の判断を変更すべき事情は認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 3 月 28 日から 39 年 9 月 16 日まで
② 昭和 40 年 3 月 1 日から 46 年 2 月 12 日まで

年金事務所の記録では、私が A 社及び B 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、脱退手当金を請求しておらず、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立人の脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には請求時点における申立人の住所地が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、当該裁定請求書に記載された申立人の当時の住所地に近い金融機関での隔地払（通知払）となっていることが確認できることから、申立人の脱退手当金の支払通知書は、申立人の当時の住所地宛てに送付され、申立人は当該金融機関で脱退手当金を受領したと考えるのが自然である。

また、申立人は、昭和 44 年 8 月 * 日に婚姻しているところ、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記番号払出簿を見ると、申立人の氏名は、支給決定日（昭和 47 年 8 月 4 日）に近接する 47 年 7 月 25 日に旧姓から新姓に氏名変更され、同台帳記番号の重複取消処理が行われていることが確認できるとともに、申立人に係る脱退手当金計算書を見ると、摘要欄に、氏名変更及び重複取消しの記載が確認できることから、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複取消しの手続が行われたと考えられる。

さらに、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱、47年、C」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 10 月 1 日から 39 年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 6 月 20 日から 46 年 1 月 26 日まで
③ 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 5 月 23 日まで
④ 昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 2 月 26 日まで
⑤ 昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 30 日まで
⑥ 昭和 49 年 1 月 21 日から 53 年 4 月 21 日まで

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間（申立期間①）並びにB社、C社、D社及びE社に勤務した期間（申立期間②、③、④、⑤及び⑥）に係る脱退手当金が支給済みとなっている。

しかし、私は、F社を退職した時に脱退手当金を受給したことは覚えているが、申立期間の脱退手当金は請求しておらず、受給していないので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかし、申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、オンライン記録によると、申立期間①に係る脱退手当金は、同事業所における申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和39年12月8日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間②、③、④、⑤及び⑥については、脱退手当金裁定請求書を見ると、住所欄には申立人の当時の住所地が、振込希望金融機関店舗名欄には

当時の勤務地最寄りの銀行及び店舗名が、預金口座名欄に申立人の氏名が、それぞれ記載されていることが確認できる。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間②、③、④、⑤及び⑥に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間②の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、申立期間②、③、④、⑤及び⑥と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から 38 年 6 月 19 日まで

脱退手当金の確認はがきが送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、C社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計9ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後1年以内）に脱退手当金の受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した21人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、受給者は12人であり、そのうち申立人を含む9人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、前述のC社に係る被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和38年8月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 11 月 5 日から 39 年 6 月 1 日まで
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されたページを含む前後計6ページに記載された女性のうち、申立人と同一時期（おおむね前後2年以内）に受給要件を満たして厚生年金保険被保険者資格を喪失した19人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、その全員が受給者であり、当該19人のうち申立人を含む15人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

また、B社に係る前述の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約6か月後の昭和42年11月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立

期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 3 月 1 日から 38 年 12 月 18 日まで
② 昭和 39 年 2 月 1 日から同年 9 月 11 日まで

脱退手当金の確認はがきを送付されたので、厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社及びB社での厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金が支給済みとなっていることが分かった。

しかし、私は、脱退手当金制度のことを知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていた申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いほか、一連の事務処理の不自然さをうかがわせる事情も見当たらない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人は、B社での被保険者資格の喪失後の昭和39年9月から42年2月まで国民年金の強制加入被保険者に該当していたものの、54年2月に払い出された国民年金手帳記号番号により36年4月1日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得し、48年4月からの国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されたとする41年10月26日の時点において、申立人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに申

立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求の被保険者期間は、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号により管理されていることから、当該一部未請求だけをもって不自然な請求であるとまではいえない。